

諮問番号：平成29年度諮問第51号

答申番号：平成29年度答申第53号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

(1) 対象児童は自閉症スペクトラム障害及び知的障害を有し、中学校の特別支援学級に在籍し、学校生活及び日常生活の現状は次のとおりである。

ア 技能教科は普通学級で学習しているが、一般教科は普通学級では理解できず、給食はコミュニケーション能力の欠如から支援学級で採っている。

イ 学校時間外にコミュニケーション能力や学習能力を向上させるためのトレーニングを週1回受けている。

ウ コミュニケーション能力の欠如から友達を作ることができず、声量の調整や場面に応じた対応が取れないことが多々あり、着衣の選定もできず、支援がないと学校生活を送ることができない。

(2) 診断書の精神医学的総合判定が「中度」で、現実に日常生活に著しい制限を受けているにもかかわらず、不適応な行動がないから日常生活に制限を受けることはないとする判断は、認定基準の趣旨等から逸脱し、障害者の実態を見ず、障害者に寄り添うことのない不当な判断である。

(3) 原処分の非該当理由は、診断書の要注意度が「随時一応の注意が必要」とされていることを挙げるが、注意が必要であるにもかかわらず、実態把握もせず、一概に援助の必要がないとする根拠が不明である。

(4) 上記の現状があり、一人では学校生活に求められる行動ができないことが、何故、発達障害の認定基準（日常生活に制限を受けること）に該当しないのか理解できない。

#### 2 処分庁の主張の要旨

(1) 処分庁は、囑託医師の判定を得て、診断書により、「知能障害等」、「発達障害関連症状」、「精神症状」及び「問題行動及び習癖」があるとされているものの、IQが69と軽度であること、「問題行動及び習癖」及び「日常生活

活能力の程度」に日常生活が著しい制限を受ける程度の不適応な行動がないこと、「要注意度」が「随時一応の注意が必要」とされていること等から、政令別表第3に定める障害の状態に該当しないと認定した。

(2) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定されることとされており、このように障害の認定が同診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から対象児童を診断し、障害の認定の適正を確保するためである。

(3) 障害の認定は上記(2)のとおり、診断書によることとされているが、審査請求人の主張のうち、特別支援学級に在籍していること、学習困難があること及びコミュニケーションがとれないことは診断書に記載があるが、その他の事情は、診断書には具体的な記載がなく、そうした事情を読み取ることはできず、原処分は、「要注意度」が「随時一応の注意が必要」であることのみではなく、「日常生活の能力の程度」が概ね「自立」とされていること等から、「日常生活に著しい制限を受ける程度の不適応な行動がない」と判断したものである。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

しかし、対象児童は、学校生活及び日常生活において一定程度の制限を受ける状態にあることは窺われるものの、手当の認定は、診断書に記載された内容が、嘱託医師の審査判定も得て、総合的にみたとときに認定基準に合致すると判定される必要があるところ、審査請求人の主張する事情（支援がなければ学校生活及び日常生活を送ることができず、現実に日常生活に著しい制限を受け、注意が必要であること）は、診断書に記載された内容か、相応のものであり、原処分は、こうした診断書の記載内容に基づき、嘱託医師の診査判定も得て行われたものと認められ、また、こうした事情を考慮してもなお、認定基準に定める「日常生活が著しい制限を受ける」というまでの状態とは認められないから、原処分を違法、不当とする余地はない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成30年2月5日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月9日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、発達障害関連症状としての「限定した常同的で反復的な関心と行動」は「乏しい」とされ、「不安」及び「思考障害」の精神症状があり、「興奮」及び「暴言」の問題行動があり、「精神医学的総合判定」は「中度」とされているものの、IQは69の「軽度」とされ、発達障害関連症状としての「相互的な社会関係の質的障害」及び「言語コミュニケーションの障害」は「軽度」とされ、日常生活能力の程度は、「食事」及び「入浴」が「一部介助」（見守りや声かけを要する程度）とされているほかは、「洗面」、「排泄」及び「衣服」は「自立」とされ、身の回りのことなど基本的な行為はほぼ行うことができ、要注意度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまり、それらの記載からは、認定基準にいう特段の不適應な行動と認められる事情は窺われず、よって、同基準にいう「日常生活が著しい制限を受ける」状態にあるとまでは認められない。

また、審査請求人は、診断書の記載内容を補足する事情として、前記第2の1に掲げる事情がある旨主張するが、こうした事情を考慮したとしても、障害等級2級に該当する状態（日常生活は極めて困難であるもの）にあるとまでは認められない。

こうした事実関係に基づき、精神の障害に係る認定基準に照らして総合的に判断すると、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

委 員 (会長) 岸 本 太 樹

委 員 中 原 猛

委 員 八 代 眞 由 美